

子どもたちの9年間の学びと育ちをつなぐ 京都市の小中一貫教育

平成28年4月

全ての小・中学校で小中一貫教育を推進しています

子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、一人一人の可能性を最大限に伸ばすためには、急速な社会の変化や子どもたちの心身の発達状況の変化に、教育内容や方法を的確に対応させながら、教育活動を進めることが必要です。



小中学生合同での交流授業

こうした観点から、京都市では小学校と中学校の学び・育ちを、義務教育9年間の連続性のもとでとらえ直し、中学校区ごとの状況に応じた小中一貫教育を平成23年度から全ての中学校区で展開しています。

小中一貫教育を通して、様々な成果が表れています

1. 子どもたちの姿から

■ 中学校への進学に不安を覚える児童が減少した



■ いわゆる「中1ギャップ」が緩和された



■ 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった



■ 下級生の上級生に対する憧れの気持ちが強まった



2. 教職員、地域・保護者の姿から

■ 教員の指導方法の改善意欲が高まった



■ 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった



小中一貫教育の主な成果について京都市立小中学校に尋ねた結果、「大きな成果が認められる」又は「成果が認められる」と回答した学校の割合（※平成26年度文部科学省調査より）

■ 地域全体で、子どもたちを育てる意識の高まり

- 小中一貫した「学校評価」の実施… 全校で、学校評価を通して保護者や地域の意見を学校運営に反映
- 小中合同の学校運営協議会の拡大… 14中学校区に設置（平成27年度末時点）
- 小中合同の地域行事や家庭学習の充実… 地域や家庭においても、小中一貫教育を意識した取組を推進

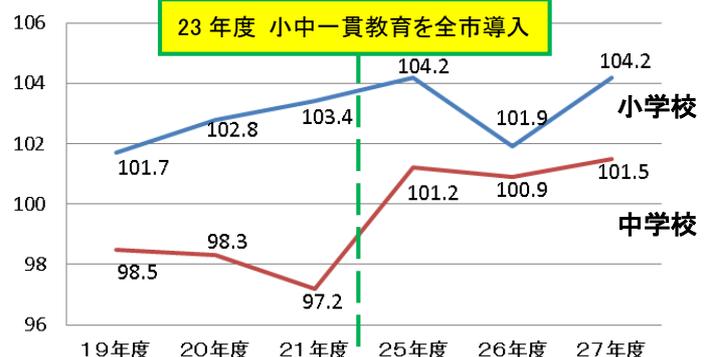
3. 学習指導の充実、学力向上

小中学校の教職員が「子どもたちの学習内容」や「課題が見られる分野」などの情報を共有し、授業展開や教材などの工夫・改善をはじめとして、様々な充実を図っています。

全国学力・学習状況調査の結果からも、その成果がうかがえます。

全国学力・学習状況調査 京都市の指数(全教科合計)

※ 指数 … 全国平均を100とした場合の京都市の平均正答率の値

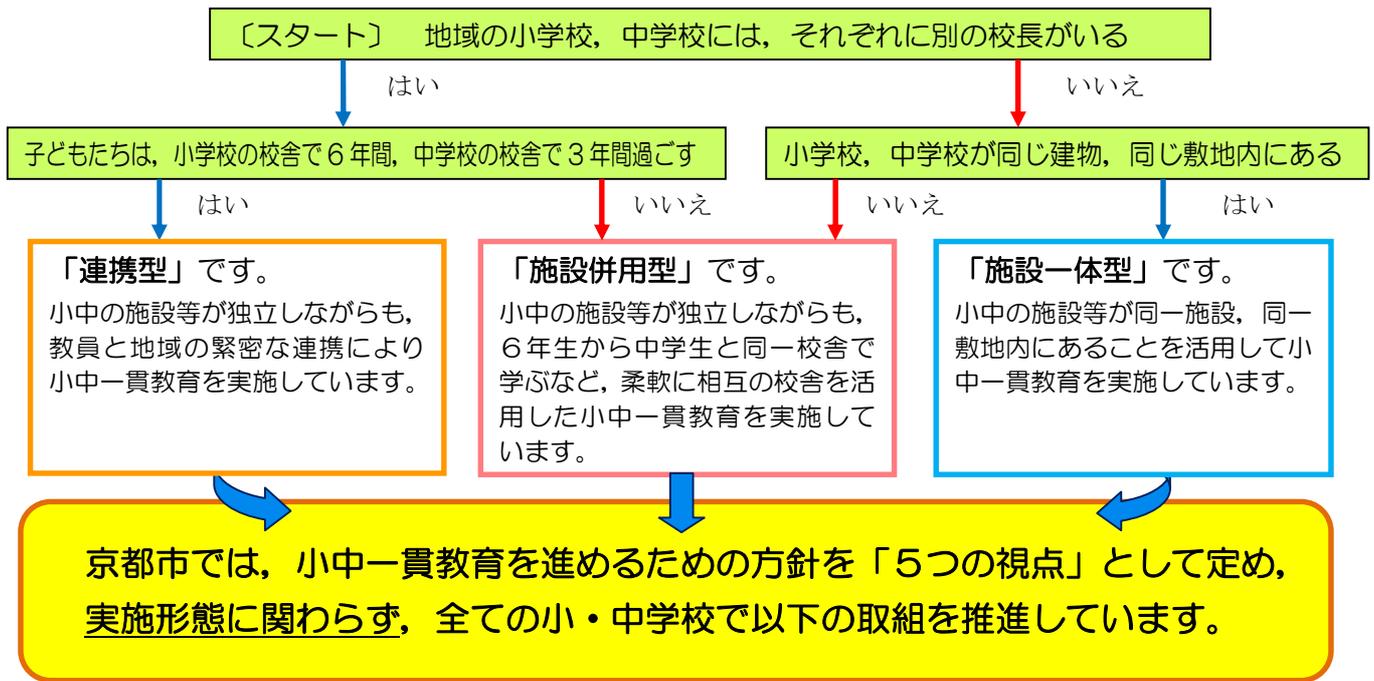


※ 22, 24年度は抽出調査のため除く（23年度は震災のため中止）

京都市の小中一貫教育を紹介します

京都市の小中一貫教育の実施形態

みなさんの地域の小・中学校はどれにあてはまるでしょうか？



小中一貫教育・京都市の「5つの視点」と具体的な取組

視点 1	小中一貫教育目標の設定	小中学校で目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を図る
---------	-------------	-------------------------------------

- 各中学校区では、小中学校間で地域の子どもの状況の共通理解したうえで、学校間での協議を経て、小中学校9年間での「小中一貫教育目標」、「目指す子ども像」を設定。
- 「目指す子ども像」の実現に向け、子どもたちの発達段階や学年ごとの「つきたい力」とそれに応じた指導内容等を設定。

(例) 小中一貫教育目標 『主体的に学び続ける子どもの育成』

	小学校						中学校			
各学年でのつきたい力	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
	学び方を知る				学びの喜びを知る			自ら学ぶ		

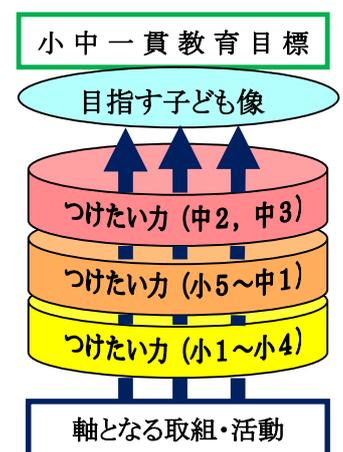
視点 2	教育課程／指導形態の工夫・改善	教育課程（カリキュラム）の編成や指導方法などの工夫・改善を図り、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指す
---------	-----------------	-------------------------------------------------------------

- 小中学校の指導内容の連続性を意識した小中一貫カリキュラムの編成や、小中一貫教科の創設、指導方法の統一。
- 中学校教員による小学校での授業の実施や、小中合同での授業研究の実施などによる、9年間を見通した学習指導の充実。
- 9年間を通した「学びの約束・ルール」の設定。

小学校低学年から以下のような指導を積み重ねることにより、子どもたちの「主体的に学びに臨む姿勢」と「主体的に学び続ける力」を高める。

(例)「授業に向かう態度」や「他者と協働して取り組む姿勢」の定着、授業での「発表の仕方」や「ノートを取り方」、家庭学習をはじめとした「自学自習への意識づけ」等

小中一貫カリキュラム(イメージ)



視点
3

教育活動の連続性の確保

小中学生がともに活動する機会の充実等により
教育活動の連続性を高める

- 小学生の「**中学校体験入学**（授業体験，部活動体験）」や，中学生による「**中学校の学習・生活ガイダンス**」，「**中学校の合唱コンクールへの小学生の参加**」，「**中学校区内の小小合同での宿泊行事**」，「**児童会・生徒会合同での朝のあいさつ活動**」等，小中学校の学習・生活の円滑な接続に向けた取組の実施。



児童生徒会によるあいさつ活動

視点
4

教職員間の連携・協働

小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める

- 小中一貫した指導方法や行事等の企画・立案とその実現に向けた具体的な取組を推進する，**小中学校の教職員による「部会」**等の設置。

小中学校合同の「部会」の例

- 管理職で構成する「企画部会」，●小中連携主任が中心となる「総務部会」，●校務分掌ごとに小中学校間の連携推進を図る「学習指導部会」，「生徒指導部会」，「保健安全部会」，「育成支援部会」など，●各教科での9年間の指導計画の工夫・改善を図っていく「国語部会」，「算数・数学部会」など



中学校区内の小中学校の教職員が一堂に会しての研修会

- 「**京都市小中一貫学習支援プログラム**」（次ページ参照）をはじめ，**学力調査結果を小中合同で分析**し，子どもたちの「**優れた点**」や「**つまづきやすい点**」などとともに，充実策や改善策を小中学校間で共有し，日々の教育活動に反映。
- 中学校区での小中合同の教職員研修会**，**小中学校の教員が相互で授業を見合う授業公開**の実施。

視点
5

家庭・地域との連携・協力

家庭や地域との「連携」「協力」をより一層推進する

- 小中一貫教育の取組について，児童・生徒や保護者，教職員等への学校評価アンケートを実施し，点検・改善を推進。
- 「**中学校区内でのアンケート項目の共通化**」や，「**中学校区内のアンケート結果を『学校だより』等で共有する**」等，学校評価活動の充実。
- 地域ぐるみの小中一貫教育をより推進するための「**小中学校合同の学校運営協議会**」の設置。
- 中学校区版の「家庭学習の手引き」**等を活用した家庭学習の充実。小中学生が交流できる地域行事の実施。

学校の取組例 向島東中学校区 「家庭学習の手引き」，「向島東ブロックスタンダード」

向島東中学校区（伏見区 向島小学校，向島藤の木小学校，向島東中学校）では，**3校合同の『家庭学習の手引き』**を作成し，平成27年3月に校区の保護者全員に配布しています。小学生から中学生までの発達段階に応じた家庭学習時間の目安や，教科ごとの学習のポイント，家庭学習に向かうための心構えなどをまとめ，保護者の皆さんに家庭学習への具体的な支援をお願いしています。

また，平成28年春には，生徒会やPTAとともに中学校区の「児童・生徒」や「保護者」，「学校」それぞれの行動指針（人の気持ちを考えて行動する，ルールを守る，地域のつながりを大切にする 等）を示した『**向島東ブロックスタンダード**』を作成しました。中学校区全体での意識共有と，それぞれの自発的な行動の活性化を目指しています。



児童会・生徒会合同での『向島東ブロックスタンダード』の検討会議の様子

本市では、子どもたちの「確かな学力」の基盤となる学習習慣の定着のため、「京都市小中一貫学習支援プログラム」を実施しています。

小学校3年生から中学校3年生まで、「既習事項の復習⇒確認テスト⇒補充学習」という流れのプログラムを定期的の実施することで、子どもたちが学習の成果や課題を把握するとともに、豊富な教材により補充学習を行うことができます。

また、教職員も、子どもたちの学習の定着状況やつまづきやすい点などが把握できるため、日々の学習指導の改善や、小中一体となった学力分析、取組充実のための資料として有効に活用しています。

京都市小中一貫学習支援プログラム

・プレジョイントプログラム

小学校3, 4年生 (各1回)
国社算理の4教科

・ジョイントプログラム

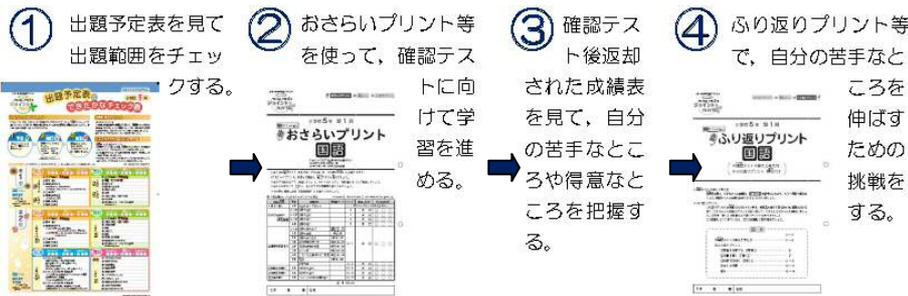
小学校5年生 (2回) 6年生 (3回)
国社算理の4教科 ※社・理は各学年1回

・学習確認プログラム

中学校1年生 (1回),
2年生 (3回), 3年生 (2回)
国社数理英の5教科

小学校6年生の最後のジョイントプログラムは、確認テストを中学校入学直後に実施。小中学校が、子どもたちの学習状況を把握・共有し、中学校の学習へのスムーズな接続を図ることができる取組になっています。

各回の実施の流れ(ジョイントプログラムの例)



今後の方向性

新たな制度の趣旨をふまえ、小中一貫教育のさらなる充実を図ります

・小中一貫教育の課題

市立小中学校への小中一貫教育に関する調査結果では、多くの成果とともに「小中学校間での打合せ・研修時間の確保」や「9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発」等の課題が挙げられています。また、小学校卒業後に進学する中学校が複数に分かれる小学校区を有する中学校区など、小中学校の連携にさらなる工夫が必要な場合もあります。

・京都市小中一貫教育ガイドライン

本市をはじめ全国各地での先進的な取組を受け、法令改正により平成28年4月から「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校」の設置が可能となる等、小中一貫教育の制度化が図られました。

本市では、これまでの小中一貫教育の成果や課題を踏まえ、5つの視点に基づく取組をさらに推進させるための指針である「京都市小中一貫教育ガイドライン」を策定し、「義務教育学校」等の新制度への移行を見据え、学校・教育委員会で研究を進め、小中一貫教育のさらなる充実を図ってまいります。

(参考：小中一貫教育の制度化の概要)

※ 網掛け部分が現行制度からの主な変更点

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
法令上の位置づけ	・義務教育学校 (新たな学校の種類)	・小学校及び中学校
修業年限	・9年 (前期課程6年, 後期課程3年の区分あり)	・小学校6年, 中学校3年
教育課程	・9年間の教育目標の設定, 9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用したうえで, 小中一貫教科の設定等, 教育課程の特例を創設	・9年間の教育目標の設定, 9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を適用したうえで, 小中一貫教科の設定等, 教育課程の特例を創設
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織	・学校ごとに校長 ・学校ごとに教職員組織 ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施。例えば、学校間の総合調整を担う者の任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任など